

「第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定」に対する意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者(計4件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	H23年1月13日	フュージョン・コミュニケーションズ 株式会社	代表取締役社長	相木 孝仁
2	H23年1月13日	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	代表取締役社長	山田 隆持
3	H23年1月13日	KDDI株式会社	代表取締役社長	田中 孝司
4	H23年1月13日	イー・アクセス株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン
		イー・モバイル株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン

意見書

平成 23 年 1 月 13 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 102-0074

(ふりがな) とうきょうとちよだくくだんみなみ ちょうめ ばん ごう

住 所 東京都千代田区九段南二丁目 3 番 1 号

(ふりがな) ふゅーじょん こみゆにけーしょんず かぶしがいいしゃ

氏 名 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社

だいひょうとりしまりやく あいき たかひと

代表取締役社長 相木 孝仁

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成22年12月14日付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は、第二種指定電気通信設備接続会計規則(案)につき意見募集の機会を頂き、厚く御礼申し上げます。下記のとおり弊社意見を提出させていただきますので、お取り計らいの程何卒宜しくお願い申し上げます。

【弊社意見】

今回の第二種指定電気通信設備規則会計規則案は、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(2009年10月16日付)に基づき、接続料算定の透明性向上の一環として、制定されたことと理解いたします。

現在の携帯電話市場は、第二種指定電気通信設備制度の指定時(2002年)から大きく成長し、国内通信量(2009年度)は発信：2,202百万時間(国内発信全体に占めるシェア52.9%)、着信：2,063百万時間(同着信シェア49.6%)に成長し、携帯電話事業者との接続なくして電気通信事業が展開できない状況です。このため携帯電話事業者(特に第二種指定電気通信事業者)が設定する接続料が市場に及ぼす影響は多大であり、接続事業者及び利用者に対して適正な水準および検証可能でなければなりません。

1. 第一種指定電気通信設備制度については、「接続会計規則」と「接続料規則」が両輪となって機能し、接続料算定の適正性確保に貢献しています。

しかし、一方の第二種指定電気通信設備制度については、前者に相当する第二種指定電気通信設備規則会計規則案が今回制定される運びにありますが、後者相当は「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」といいます。)に留まっています。

このため接続事業者は算定根拠を知ることができず、適正性を客観的に判断していくには不十分な状態にあります。ついては、貴省が実施する検証結果の公表ならびにガイドラインの省令化を要望します。

2. 接続会計規則案においても第一種指定制度で定めている「固定資産帰属明細表」又は「設備区分別費用明細表」と同様に、「基地局」、「加入系交換局」、「中継系交換局」、「基地局～加入系交換局間伝送路」、「加入系交換局～中継系交換局間伝送路」等の設備別、更に役務別(音声伝送・データ伝送)に分計した情報が、接続料算定の透明性を確保する上で必要と考えます。

また、次の計算式の通り事業者間接続料金単価を算出する上で要する分母の「需要」の取り扱いがガイドラインに基づき貴省報告に留まり公表義務はありません。「需要」についても今回の接続会計規則案の報告対象に追加し、公表されるべき情報と考えます。

$$\text{接続料金の単価} = \text{接続コスト} \div \text{需要 (トラフィック量)}$$

なお、ガイドラインの報告事項では「自網内呼の通信時間」、「相互接続呼の通信時間」別のみですが、検証に資するため更に設備区分別の報告が適当です。

本案に係る接続会計報告書は提出と公表が義務付けられていますが、繰り返しになりますが、貴省にて実施される接続料算定根拠に基づく検証結果の公表ならびに第二種指定電気通信設備に係る接続料制度に対する適時適切な見直し(「接続料規則」に相当するガイドラインの省令化を含む)を行い、接続料の低廉化が図られることを要望いたします。

意見書

平成23年1月13日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 100-6150
住 所 とうきょうと ちよだく ながたちょうにちようめ
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
氏 名 かぶしきがいしゃ
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
だいひょうとりしまりやくしやちよう やまだ りゆうじ
代表取締役社長 山田 隆持

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成22年12月14日付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「第二種指定電気通信設備接続会計規則」(案)に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しく願い申し上げます。

当社意見

- 当社は、今回の意見募集の対象である第二種指定電気通信設備接続会計規則（案）については、情報通信審議会「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申（平成 21 年 10 月 16 日）に示されているように、接続料算定の透明性向上や検証可能性の向上に必要なものと考えており、本省令案が制定された際には、適正に対応を行っていく所存です。
- 本省令案の対象は二種指定事業者ですが、そもそも各携帯事業者の接続料水準は、円滑かつ公正な接続の観点から二種指定事業者か否かに係らず、相互に適正な水準にあることが前提であり、本省令案に規定される接続に関する会計の整理・公表についても全ての携帯事業者を対象とすることが適当と考えます。
- この点、総務省殿においても「新たな会計制度は、二種指定事業者を対象としたものであるが、二種指定事業者以外の事業者についても二種指定事業者と同様の取組を自主的に行うことが期待されているところである。」との考え方が示されているところです。
※「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について 答申（案）への意見及びこれに対する考え方」考え方 4 3
- したがって、二種指定事業者以外の事業者の接続料算定の取り組み状況を注視しつつ、取り組みが不十分な場合には直ちに二種指定事業者化の検討を進めるべきと考えます。

以上

意見書

平成23年1月13日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 様

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 KDDI株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし
代表取締役社長 田中 孝司

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成22年12月14日付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

○はじめに

接続料の算定の適正性・透明性の向上を図ることは当然重要ですが、移動体のような設備競争が機能している市場環境下では、各事業者が自ずと効率的な設備構築・運用を図っていくことになるため、ボトルネック設備が存在する固定市場のように規制を課する必要性は認められません。このため、接続料規制を含む第二種指定電気通信設備制度は基本的に不要であり、本来、事業者間の協議による自主的なルールに委ねることが適当であると考えます。

しかし、50%近いシェアを有し市場支配力を持つ事業者に対して行為規制を課すことについては、一定の合理性があると考えられるため、継続すべきと考えます。

従って、モバイル市場における規制については、市場支配力のある事業者に対する現行の行為規制以外は撤廃すべきと考えます。

なお、市場の競争状況が変化しているにもかかわらず、設備シェア25%といった硬直的な閾値のみで規制の適用を判断することは、第二種指定電気通信設備制度の規制を受けない事業者(以下「非指定携帯事業者」といいます。)の接続料が高止まりするなど市場全体を歪ませる恐れがあるため、基本的には第二種指定電気通信設備制度を撤廃することが必要と考えますが、仮に撤廃されないのであれば、実態を踏まえ、適時適切に見直すべきと考えます。

今回、電気通信事業法の改正により、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計の整理や、当該接続に関する収支の状況等の公表が義務付けられ、その内容が総務省令で定められることとなりましたが、事業者にとって新たな負担とならないよう配慮し、規制コスト増大の抑制を図ることが重要です。また、二種指定事業者と非指定携帯事業者間の公正な競争環境が担保されるよう、最大限の配慮が必要であると考えます。

○非指定携帯事業者の会計情報公開について

第二種指定電気通信設備制度が撤廃されないのであれば、二種指定事業者と非指定携帯事業者との競争上の公平性が損なわれないよう、非指定携帯事業者の接続料算定に係る会計データについても、二種指定事業者と同様に公表することが必要であると考えます。

○行政の効率化について

現在当社では、会社法会計、金融商品取引法会計、税務会計、電気通信事業会計を作成していますが、今回の省令改正により、これらに第二種指定電気通信設備接続会計が加わることとなります。

根拠法が異なるとはいえ、同様の会計を複数作成することは、全く同じ内容の会計であっても、改めてその内容を全て確認し直した後に、監査を受け直すことが必要になるため、我々事業者にとって大変な負担となっております。行政においては、省庁間の連携を深め、同じ内容の会計

資料については参照することにより省略を可能とする等、規制コスト削減及び我々民間の規制対応コスト削減につながる効率化を積極的に進めるべきであると考えます。

少なくとも、電気通信事業会計及び第二種指定電気通信設備接続会計については、いずれも総務省の管轄法令に基づくものであることから、両者を連携させ簡素化を図るべきであると考えます。

○今後の追加規制への懸念について

第二種指定電気通信設備接続会計については、今後、事業者에게これ以上の追加的な負担を与えないように運用されるべきであると考えます。

例えば、今後諸々の会計基準の見直し等に伴い、会社法会計等において財務諸表注記が追加的に必要となる可能性があります。連結注記上の記載があれば、個別注記への記載が省略可能という項目が増加することが予想されます。そのような場合には、連結注記を作成している事業者負担の増大を招かないよう、これに伴う第二種指定電気通信設備接続会計における個別注記の追加は不要とする等の配慮が必要であると考えます。

○個別注記の必要性の確認について

個別注記表には、1～14の注記を記載することとされていますが、それぞれの個別注記が、接続料の適正性・透明性の向上にどのように役立つのか、必要性を明確にする必要があると考えます。なお、必要性が明確にならない個別注記については、省略を可能とするべきであると考えます。

○情報の公表範囲の判断について

今回の総務省令において、二種指定事業者は、接続会計報告書等を総務省へ提出し、その写しを公表しなければならないとされています。接続会計報告書等には二種指定事業者の経営上の秘密にあたる情報が含まれる場合がありますが、それら情報の公表範囲は総務省が関与し判断されています。

一方で、一種指定事業者が総務省へ提出する情報については、二種指定事業者が提出する情報以上に透明性が確保される必要があると考えます。従って、一種指定事業者が総務省へ提出する情報に、一種指定事業者の経営上の秘密にあたる情報が含まれる場合であっても、その公表範囲は総務省が関与し厳正に判断するべきであると考えます。

以上

意見書

平成 23 年 1 月 13 日

情報通信・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1

氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長 エリック・ガン

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1

氏 名 イー・モバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長 エリック・ガン

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 22 年 12 月 14 日付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

この度は、第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定に関し意見を申し述べる機会を頂き、誠にありがとうございます。

第二種指定電気通信設備制度（以下、「二種指定制度」）は、競争促進施策の観点から、市場支配力を有する事業者を第二種指定電気通信事業者とし、より公正な競争が促進されるよう接続料など接続条件に関する公平性及び透明性を確保することを基本として2001年に制定されたルールですが、必ずしも実効性を伴うものではなかったと考えています。

今般、二種指定制度の運用に関するガイドラインに引き続いて、接続会計規則を制定して接続料算定の適正性確保を図ったことは、二種指定制度の規制の実効性を高める時機を捉えた施策として適切であり賛同いたします。

今後においても、市場環境に応じて、二種指定制度の定義や規制レベルの見直しを適宜行うことは、公正競争を促進し、結果として利用者利便の向上につながるものと考えます。

以上